

## 岐阜県馬術連盟会員倫理規程

### (目的)

第1条 この規程は、岐阜県馬術連盟（以下「県馬連」という。）の会員が遵守すべき倫理に関する事項を定めることにより、もって県馬連に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

### (会員の範囲など)

- 第2条 1 この規程において、「会員」とは、県馬連定款(以下「定款」という。)第3章第5条に規定する一般馬術愛好者および団体をいう。
- 2 この規定において、「事実調査」とは、会員及び関係者からの事情聴取、資料等の提出を求めることなど事実を明らかにするために行われる一切の行為をいう。

### (基本的責務)

第3条 会員は、定款第一章に規定する県馬連の目的を達成するため、その使命にふさわしい倫理を自覚して行動しなければならない。

### (遵守事項)

- 第4条 1 会員は、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、その役職や地位を利用して自らの私的な利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- 2 会員は、暴力行為、イジメ、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、差別、暴言、その他人権尊重の精神に反する言動を行ってはならない。
- 3 会員は、暴力団など反社会的勢力の構成員となってはならず、反社会的勢力と交際及び取引してはならない。
- 4 会員は、賭博、強盗、恐喝、窃盗、強制わいせつ、暴行など刑事犯罪を犯してはならない。
- 5 会員は、麻薬及び向神経薬取締役法に違反する行為を行ってはならない。
- 6 会員は、名誉を重んじ、常に品位を高め県馬連の信頼を維持するよう努めなければならない。
- 7 会員は、正当な理由なく第9条の事実調査を拒んではならない。

### (倫理委員会・相談窓口・相談員)

第5条 1 県馬連役員会で制定する倫理委員会、相談窓口が、この

規程の実行性を確保する事務を行う。

- 2 相談窓口の相談員は、基盤団体に所属する会員の事案については、倫理委員会の指示を受け基盤団体の倫理委員会と協調して第9条に規定する事実調査を行う。

#### (苦情相談の申し出)

第6条 会員は、相談窓口又は倫理委員会又は基盤団体の倫理委員会に対して会員に関する苦情相談を行うことができる。

#### (基盤団体の責務)

- 第7条
- 1 基盤団体は、基盤団体に所属する者の事案に関し倫理委員会を設置し、本規程に準じた規程を設けて倫理問題を処理しなければならない。
  - 2 基盤団体に所属する者で会員でない者の事案については、当該基盤団体の倫理委員会が対応する。
  - 3 基盤団体の倫理委員会は、前条により会員に関する苦情の相談があったときは、速やかに県馬連倫理委員会に報告し、相談員と協調して事実調査などに対応しなければならない。
  - 4 基盤団体は、前項の事実調査を行い、会員である基盤団体に所属する者に対して懲罰を科した場合には、その内容を県馬連に報告しなければならない。

#### (懲罰の種類)

第8条 本規程による懲罰の種類は次のとおりとする。

- (1)除名
- (2)資格、登録の取り消し
- (3)資格、登録の停止
- (4)戒告

#### (処分等)

- 第9条
- 1 会員に第4条の規定に違反するおそれがあると認められる場合、倫理委員会は直ちに事実調査を開始し、その行為を防止する。
  - 2 会員に第4条の規定に違反する行為があったと疑うに足る相当な理由がある場合、倫理委員会は、直ちに事実調査を行う。
  - 3 前2項の調査の結果、会員に第4条の規定に違反する行為があったと認められた場合、会長は、倫理委員会の報告を受けて理事会に諮り、第8条に規定する懲罰を科す等の必要な措置を講ずるものとする。

る。ただし、除名については規約の定めに従う。

- 4 県馬連は、基盤団体会員としての処分にかかわらず、県馬連会員としての処分を決定する。
- 5 県馬連は、処分を決定した場合には、懲罰対象者ならびに所属する基盤団体にただちに処分内容、処分理由を通知する。
- 6 県馬連は、苦情申立者に調査、処分等の結果を文書にて通知する。
- 7 県馬連は、基盤団体に対して、監督責任を問うことができる。

#### (利害関係者の排除)

第10条 苦情申立者又は懲罰対象者と利害関係にある者は、当該事案処理の対応にあたることはできない。

#### (苦情申立者のプライバシー保護)

第11条 当該事案における苦情申立者の個人情報の取り扱いには、必要な場合を除いて匿名とする。

#### (苦情申立者に対する不利益扱いの禁止)

- 第12条
- 1 県馬連は、苦情申立者が申立をしたことを理由に、苦情申立者等に対して不利益な取扱いをしないものとする。
  - 2 県馬連は、苦情申立者等に対して不利益扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、本規程及び県馬連会員倫理規定により処分することができる。

#### (不正目的の申立の禁止)

- 第13条
- 1 苦情申立者は、不正の利益を得る目的、県馬連又は第三者に損害を与える目的、その他不正の目的で申立を行ってはならない。
  - 2 県馬連は、前項に該当する申立を行った者に対し、本規程及び県馬連役職員倫理規程により処分することができる。

#### (懲罰対象者の弁明・仲裁付託)

- 第14条
- 1 県馬連による最終的な処分決定にあたっては、最終決定以前に、懲罰対象者に弁明の機会が与えられる。
  - 2 県馬連の最終的な処分決定に対し、当該者は一般財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁を付託することができる。

#### (復権)

第15条 除名又は資格、登録取り消しの処分を受けた会員が、再度資格取得



又は登録しようとする場合は、違反行為をしない旨の誓約書を提出し、理事会で決定されるものとする。

(その他)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。(第1条～第16条)